

令和7年度富山市タクシー燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和7年度富山市タクシー燃料価格高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- （2）燃料 車両の運行に必要なLPG等（レギュラーガソリン、その他これに類するものを含む。）をいう。

（目的）

第3条 この補助金は、昨今の原油価格高騰により、タクシーにおいて使用する燃料価格が高騰していることを受け、タクシー事業者に対し、その有する車両の台数に応じて燃料価格の高騰分について支援し、タクシーの運行の維持を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第4条 市長は、別表第1に定める補助対象期間において別表第2に掲げるタクシー事業者が同表第2に掲げる車両に要した燃料の費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第3のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1に定める補助対象期間の最終日以降に富山市タクシー燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書

（様式第 1 号の 1）に次に掲げる書類を添えて、令和 8 年 1 月 2 0 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 車両の登録番号を記した車両一覧表（様式第 1 号の 2）
- (2) 自動車検査証（申請時点で有効であるもの）の写し
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 補助金の振込を希望する金融機関口座に係る通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座名義人、口座番号が確認できるものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定等の通知）

第 7 条 規則第 1 9 条の規定により、規則第 5 条の交付の決定及び第 1 3 条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第 5 条第 1 項及び第 1 3 条の規定による通知は、令和 7 年度富山市タクシー燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、前項の確定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 前条の規定による交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の要件を満たさないことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、前条の規定による交付の決定を受けた者に文書を交付して通知するものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し若しくは変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、第 7 条の規定による交付の決定を受けた者に対し、文書により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（理由の提示）

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更するときは、第 7 条の規定による交付の決定を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

別表第 2（第 4 条関係）

事業者	次の要件を全て満たすタクシー事業者 (1) 別表第 1 に定める補助対象期間の最初の日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 (2) 富山市内に営業所（個人事業主にあつては住所）を有し、市内を営業区域として、国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に届け出ている者
車両	別表第 1 に定める補助対象期間の最初の日から交付申請日までの間、継続して国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局に事業用自動車として届出し、富山市内の営業所（個人事業主にあつては住所）において継続して保有している車両 ただし、各月のうち、下記の期間が 5 割を超える割合の車両を除く。 ・ 休車期間 ・ 減車等に伴い、別表第 1 に定める補助対象期間の最初の日から交付申請日までの間に、一時抹消登録した後、再登録した車両の一時抹消登録した期間 なお、別表第 1 に定める補助対象期間の最初の日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合には、新旧の車両を合わせて 1 台とみなす。

別表第 3（第 5 条関係）

補助金の額

基準となる額 （車両 1 台 1 か月あたり）	該当月	補助金額
令和 2 年度の平均 LPG 価格と当該月の平均 LPG 価格の差額（税抜）から国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和事業に基づく支援金額を差し引き、月平均 LPG 使用量を乗じた額 ※月平均 LPG 使用量は市が定める。	令和 7 年 7 ～ 9 月	基準となる額に 1 / 8 を乗じた額